

基金ルールの見直しについて

1. 「経済財政運営と改革の基本方針 2026」（令和8年7月21日閣議決定）に基づき、基金については、「基金の点検・見直しの横断的な方針について」（令和5年12月20日行政改革推進会議）における「新たな予算措置は3年程度として、成果目標の達成状況を見て、次の措置を検討する」とのいわゆる「3年ルール」は適用しないこととする。
2. 基金への予算措置にあたっては、補正予算に依存した財政運営から脱却し、恒常的な施策については当初予算で措置する方針であることを踏まえ、投資にかかる計画策定や国庫債務負担行為を組み合わせ、予見可能性を確保しつつ、事業の進捗や政策効果の発現の状況を確認しながら、資金需要に弾力的に対応できるよう必要な金額を措置していくことで、柔軟で効率的な資金管理と両立させる。
3. あわせて、執行段階における政策・投資効果の最大化、資金活用の効率化、資金管理の透明化・適正化のため、実効性のある仕組みを構築する（※）。

※ 詳細については、以下の方針に従い、予算編成過程において具体化する。

（1）政策・投資効果の最大化

- ・ 成果管理の徹底のため、ステージゲート（定期的（1～3年）に支援案件の進捗・成果を評価し、次の段階の支援の判断をする機会）を必置化する。
- ・ 基金からの支援によって生じた一定の利益を基金設置法人・国へ返納（収益納付）することを原則化する。案件の性質に応じて、将来の利回りが期待できる出資・貸付による支援を積極的に検討する。

（2）資金活用の効率化

- ・ 目的・対象等が重複する基金や、長年活用されていないもしくは活用が非常に低調な基金、設置期限が到来している基金、既に基金要件を満たさなくなっている基金等について、統廃合を検討する。
- ・ 金利上昇による基金の保有コストの上昇を抑えるため、長期滞留資金の防止や機会費用の軽減を考慮した国庫返納の仕組みを整備する。

（3）資金管理の透明化・適正化

- ・ 資金管理の状況を「見える化」するため、基金事業ごと及び基金全体について、交付決定や支出、運用の状況等を四半期ごとに公表する。執行における不適切事例や立入検査等の状況を公表する。
- ・ 基金の管理・活用を適正かつ確実に行うため、基金設置法人に求められる適格性の要件を明確化した上で、充足を徹底させる。委託・再委託等を行う場合にはあらかじめ所管府省庁の承認を得ることを必須とする。不正防止への対応等実効性あるガバナンスとなるよう、法制上の措置を合わせて検討する。